

平成30年度第9回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成31年1月22日（火）9時50分開会 12時10分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

3 出席者

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 常設審議委員 | 20名／15名（出席者は別紙名簿のとおり） |
| (2) 鳥取県経営支援課
総合事務所農林局 | 中西課長補佐、河本主事
(東部) 吉尾主事
(中部) 前田係長
(西部) 平田主事 |
| 鳥取市農業委員会 | 岡本係長、川口主事 |
| 南部町農業委員会 | 亀尾局長補佐 |
| 北栄町農業委員会 | 下阪事務局長 |
| 岩美町農業委員会 | 前田局長補佐 |
| 倉吉市農業委員会 | 森石事務局長、隅主任 |
| 智頭町農業委員会 | 米本事務局長 |
| 農業農村担い手育成機構 | 漆原参与 |
| (3) 事務局 | 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、
谷口課長補佐 |

4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第9回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数の報告をいたします。本日は20名中15名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

去年の今頃は大雪でしたが、今年は穏やかな日が続いています。梅、桜は早いと聞いていますが、裏返しで大雨があってはならないと思っており、今年は平穏な1年を祈りたいと思います。

■■■■は去年は大怪我をされましたが、お怪我が治り、今日は元気にご出席いただきました。この後、ご挨拶いただきたいと思えます。

去年は常設審議委員会が荒れに荒れ、活発な議論がありました。北栄町の12月案件は持ち越しになりました。発言がゼロだと、何のために会議があるのか分からなくなりましたから、視点を変えた意見、ちなみに聞いてみるけどという、いろいろな角度からの積極的なご発言を期待しております。とはいえ、和やかな達成感のある議論であってほしいと思っています。会長としてたまには冗談の一つも言えるように修行しながら運営に努めますので、皆様の積極的なご発言をお願い申し上げます。

議案以外では昨年、農業経営相談所をJA中央会、農業会議、機構、県が体制を組み、立ち上げました。1件ずつ充分に聞き取りし、将来が担えるようにサポートしていくため

に税理士や社労士などいろいろな人の世話になりサポートしていくように、立ち上げました。年末まで、まだ準備段階でしたが、何件か審査し非常に充実した体制に整ってきました。3月の総会の時に、また詳しく申し上げます。

この前、[]から、明治の発表会では駄目ですよと言われました。包丁でも切れないと駄目だと話されました。今までどおりでなく未来に立ち向かっていくような力を養っていく覚悟が関係機関、区市町村の皆さんにも培っていくことが大事になります。

2点目は中間管理事業は5年が終わろうとしています。国の方では最初から10年の制度で5年で見直すとなっていましたから、見直しをされました。手続きを簡単にすることと認定農業者の認定を今、市町村がしていますが広域に渡る場合は県が認定すること、人・農地プランの策定に農業委員会が積極的に関与することの3つだと思っています。いずれも法律事項ということで、もうすぐ通常国会が始まりますが、今月末に閣議決定されて、国会で審議し3月に法案成立し9月、10月に施行ということになります。したがって、漠然としたことしか分かりませんが、今週金曜日に市町村、農業委員会の局長会議で状況報告し、4月から8月にかけて、どうやっていくか検討していきたいと思っています。

農地中間管理事業の県内の状況は去年と同じ面積で動いています。件数は少し増加しています。水田の面積は増加し、畑は減っており、トータルの面積は若干減っております。中間管理事業でもっていける農地はよいですが、もっていけない山裾の水田はいろんな問題があるわけでご案内のとおりであります。その点も国へ要望、説明をしていきたいと思えます。

今年もいろいろございますがよろしくお願ひします。

今日の一番最後の議題に私の個人の案件がありますので、副会長に議長をお願ひし退席します。

[]一言お願ひします。

([]挨拶)

昨年は、自分の不注意で怪我をし、長い間ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。また、入院の際には多数の方からお見舞いをいただきありがとうございました。

来年7月の任期まで精進し怪我のないように、皆様にご迷惑をかけないように頑張っていきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

6 議事録署名委員の決定

議 長 倉吉市の山脇委員さんと、伯耆町の車委員にお願いします。
(上場会長)

7 報告事項

- (1) 30 a を超える事案説明資料の修正と付議事案チェックリストについて
事務局 (資料1により説明。質疑なし)
- (2) 先月の農地転用許可の状況について
県経営支援 (資料2により説明。質疑なし)
課
- (3) 一時転用の取扱いについて
県経営支援 (回答が遅れたこと深謝し、資料3により説明。)
課

議 長 これは鳥取市の砂利採取の問題で、中部は営農しますという確約書を取っているが、鳥取市は取っていない。それではどうするのかというのが発端であり、ペーパーを見ますと遊休農地があって以前から再生事業があり、抜根したりして耕作していく再生事業があるが、一時転用しても耕作する意思がなかったり、しないのなら一時転用は認めてはいけないという明確な基準と思いますが。基準はこれでありますから各市町村、農家にどう徹底させるかがこれからの課題だと思うが、経営支援課は隅々まで徹底していくのか、気持ちを話して下さい。

県経営支援課 問題になっているのは一時転用で、鳥取市であります。北栄町は問題は聞いていません。鳥取市さんに向けいろいろな機会、砂丘地の砂利採取については、きちんと徹底して下さいと研修などでお願いしていきたいと思っています。

議 長 まずは全県に徹底することは大事なので、是非やって下さい。鳥取市の会長もご出席なので、また鳥取市の中でご検討下さい。その上で、鳥取市として確約書をとるかを検討して下さい。お願いします。

横山委員 私のところは1月に宅地造成して、1期から5期まである件はご存知と思いますが、今回1月に一時転用として住宅地を作るところまでつなぐ県道からの仮設通路を建設する件が出ておりました、業者はもとより関係する地権者との聞き取りをしましたが、現状のとおり回復するという確約をもとに、農業委員会で許可をしましたが、通路が要らなくなって現状に回復する途中の段階で、農業委員会の確認作業を随時、終了する段階までに、確認をしていかないとどうなっているか分からないので、そのあたりを実際行うことが問われておりますので、そのあたりを綿密に確認しながらやっていくということが大事になってくると思いますので、そのあたりについてそのような考え方でよろしいでしょうか。
非常によい文面で参考になりました。

議 長 今のご意見は、文面はこれでよいが、確認はどういうプロセスでやっていくのかという質問です。これについてはどうですか。

県経営支援課 法令上は、農地に復元したことを確認して一時転用は完了ということになります。これは最低、これだけはしろということです。その間に、例えば計画どおり埋め戻されているかどうかを確認してもらう必要があります。

議 長 4条5条も、一時転用もすべて確認がいるわけです。昨日、大山町農業委員会と話をしたが、確認を大山町は大山町なりに行っているが、担当からすると、他の市町村はどうしているかと思うわけです。だから、県の段階で、各市町村はどのような確認をしているのか、農業会議でも聞き取りをさせてもらったり、 のように質問があれば相談することも必要なのかな、と昨日思いました。 何か感想は。

事務局 転用の完了確認は当然です。転用許可が出た後に、まずは現況確認が出てきます。地目の変更登記をするためには、農業委員会が現況確認をしていただき、工事は完了していないが、農地性がなくなった段階で、現況確認をしていただきます。申請者は工事完了後に、完了届を出していただき、農業委員会が確認されているという手続きになっているはずですが、私どもも現場を確認していません。この辺は2月14日の研修会の際に、お話をし確認していきたいと思っています。

小林委員 智頭町の場合は、一時転用した場合は必ず、完了した時は写真添付で完了報告書を出してもらい、現地確認をしています。砂丘地の砂利採取の件は、いろいろやっておられるのを現地確認させていただきました。しかしながら、再生し、後の作物を何をつくるのかということですが、砂丘地においては畑地かんがい施設がないと、ほとんど出来ない状況が現在では発生していることがあると思いますが、このあたりの後の対策はどのような考えでやられるのかなと疑問をもっていますが、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

福田委員 私のところは一時転用は、建設業者が作業小屋を建てるのが多いですが、完了届を出してもらい事務局がちゃんと確認するようにしています。

横山委員 私が質問したのは、完了届を出す前の、例えば仮設道路を作って、その作った段階の、真砂土を入れて、その上に鉄板を置いた工事がされるが、その土地は地権者から担い手に出されている場合で、6月に工事が終了するという事で、田植えをするぎりぎりになるわけです。それについて、稲作が出来るように、進行形の段階で確認していかないと完了届だけではどういう状況になっているか確認できないので、進行形の段階で確認していかないと、本当に農地として復元されているということになりにくいんじゃないかという懸念があるので、完了届だけの現地調査では不十分と感じているわけです。この辺はいかがでしょう。

議 長 このペーパーはいいものですが、このペーパーだけではおさまらない問題があって、一般論として確認については農業会議が点検させていただきたいと思います。

からは完了届までのプロセスの中で、チェックをしたような事案があるのでないかという提言でございますので、これは点検していきたいと思います。

からありました砂地で営農する場合に水がないとできないが、そこをどう考えるかという大きな問題ですが、この場の議論も必要ですが検討材料を用意した上でと思いますので、この場は課題を預らせていただきます。

(4) 第一種農地の転用に係る集落接続について

県経営支援 (資料4により説明。)

課

議 長 湯梨浜町の田後の滲み出しの事案があり、県下のいろんな集落がある

中で、どこまでが集落接続とっていいのかわかり問題提起があり、調査が長引きました。先月、北栄町の事案を審議するなかで基準が明確でないの判断できないとか、過去の事案で、直接こういった事案でないが、もめ事が起きた事案もあって、そこに対してきちんとしてほしいという発言がありました、ということで北栄町の事案が持ち越しになりました。次の北栄町の審議が関係しておりますので、その北栄町の説明も含めまして質疑をしたいと思います。

議事を進行します。

8 審議事項

(1) 先月意見保留となった意見聴取事案について

県経営支援課 (資料5により説明)

課

北栄町農業委員会 (資料5により説明)

委員会

高西委員

4頁の地図でAの店とBの申請地の距離はどれくらい。現実に利用されるのか、大丈夫か。

北栄町農業委員会

距離は65mです。お客さんには支障がないと思います。集落の中にありますから親しい人の利用なので支障がないと思います。

議長

地元の状況がありますので、質問があってもこの場合は行かれると思います。地元の委員会では認めるということになっているのでご理解いただきたいと思います。

恩田副会長

経営支援課の説明の中で質問します。農地の耕作に支障がない時は離れていてもいいんだということで、誰がどのような解釈するのか。誰が責任をとるのか。耕作に支障がないこととは耕作者本人しか分からないので耕作者全員の同意をとるのか。4点うかがいます。

県経営支援課

周辺の農地の方には説明し、納得いただくこととなります。その同意書というのは手続き上、求めないことになってはいますが、周辺の方々の了解をとっていることが前提となります。

恩田副会長

今回の集落接続は、離れていても集落接続と認めるということであり、農地の耕作に支障がないということは、集落の方に説明されるということですが、議事録などがないと説明したかどうか分からないでしょう。従来のことを聞いているわけではなく、新しい流れはこうなんだという説明をされたわけですが、その中で誰がどのようなかっこうで判断をされるのか、判断された方はどうにかっこうで責任をとられるのか、集落接続で農地を持っている方の同意について、何を持って確認するのか。議事録を添付されるようなことをしないと何も証拠が残らないでしょう。そういうことでないと今の時代、ものはとおりませんよ。

議長

ここは各委員会で運用する時に、どうやって確認したかになってきますが、他の会長からどうなっているか答えてもらいましょう。

福田委員 転用する時は、一番被害がおよぶのは隣地なので、隣地の同意書をとっています。

議 長 この場合だと、どここの同意書をとるのかということです。
条件としては、そこの農業に支障がないということが基準になった時に、どうかなということです。

福田委員 地域の区長の同意をとるようにしています。

議 長 そのルールをここで確認してみたいです。

県経営支援 今回の場合は転用の内容にもよってくるかもしれません。転用したことにより隣地を越えて被害がある可能性がある場合は、隣地だけでなく説明が必要になるかもしれません。今回の場合は、転用の内容が駐車場ということですので、想定される被害は、雨水の流入だったりする部分です。

恩田副会長 私が質問したのは、確認の同意をどうとるかの質問です。

県経営支援 一般的に、隣地以上に被害をおよぼすような可能性が見込まれる施設であれば、隣地を飛び越えて、広い範囲での説明が必要になってくるかと思えますし、隣接地のみということであれば、その耕作者への説明がされていれば良いものと思っています。

小林副会長 ■■■■■はその確認の担保はどのようなかたちでとるのかということを質問されておられます。説明された中で具体的なものがなかったので質問されていると思います。

県経営支援 同意書が必要かということがありますが、このたび留意事項を作成するにあたり、農政局に同意書が必要かどうかも確認しました。国の見解は、法律上は同意書を法定添付書類といえないと回答がありまして、今回、同意書は書いてないですが、どのような説明が隣地の耕作者にされ、どういう反応であったか、こういったところをよく確認をお願いしたいと思います。法定の要件になっていないので、どう責任を負うかは被害が出た場合、一般基準の部分で被害防除措置が適切に講じられている場合に限り出来るとされていますので、被害が出ないことへの責任はしっかり許可権者の方で確認していく必要がありますが、同意があったなかったの部分は、同意書までは不要でないかと県は考えています。

また、個別の判断においては判断が難しい案件があると思いますので県にご相談いただきましたら、国の見解を確認の上、適切にご回答させていただきたいと思いますので、個別の案件での対応をお願いします。

議 長 これの前の一時転用の話はいい資料ができたけど、3点議論を預かりました。同じようにこの事案も、このものさしが出来たことはいいん

だけど、本当に同意を得たのか、どう確認するのかという問題が出てきたわけです。何かあったら相談して下さいでなくて、こういう場合はこうだと示さないと現場は動かないと思います。それから、常設審議委員会のあり方に関連しますが、法律によって審議すべきことと鳥取県の場合は、こういう場合も審議しましょうということが決めてあり、その際にこの集落接続は面積が小さいので、該当の農業委員会が説明するわけでもないし、そこを見に行くこともなっていません。同意がどうあったかの話は、誰が同意をとったかどうかを含めまして、審議のしようがなくなってしまうわけです。それを含めて、地元の判断を尊重しないといけません。この集落接続の事案をどういう形で検討していくか理事会で議論し、研究する要素があれば研究していきたいと思います。この場で議論しても結論が出ませんので、そういうことにさせて下さい。

北栄町農業委員会 周辺農地の営農に支障がないか、集団化に支障がないかが基本だろうと思います。農業委員会にかける前に、地域からでられた農業委員さん推進委員さんは地域の農業の状況を熟知した方であり、水路の状況とかそういったことも熟知された方で総会の前に現地確認され、また、その他の委員さんも現地調査され、集落接続で支障がないだろうという話になりました。また事務局として、国道9号線の道のきわになり、一番端になるから集落接続としてよいだろうと思っております。

議長 よいものさしが出来たところですが、もう少し詰めのところがあります。そこは預かりとさせていただきます。

(採決) 先月意見保留となった北栄町の農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ、全員一致で承認された。

(2) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料6により、農業委員会総会付議事案(平成31年1月)を説明。)
(1件の意見聴取あり、30aを超える説明事案が1件で、倉吉市の事務局が事案説明資料により説明。)

(採決) 質疑なく、農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ、全員一致で承認された。

(3) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料7により、農業委員会総会付議事案(平成31年1月)を説明。)
(3件の意見聴取あり、30aを超える説明事案は1件で、岩美町の事務局が事案説明資料により説明。その他の事案2件は事務局が一覧表により説明。日吉津村の事案は上場議長が関係するので、退席し恩田副会長が代理し進行する。)

【岩美町の事案】

恩田副会長 土地改良区の浦富農業振興組合は法務局へ届出された正式な振興組合

なにかご質問します。

岩美町農業委員会 団体営の事業であり、土地改良区は設置してありません。ここに記載する必要がなかったかもしれませんが、土地改良組合でもないし土地改良区でもない任意の団体でして、水利関係者として記載させてもらったものです。

議 長 親切で記載したのですが、混乱を生じたということです。事務局どうですか。

事務局 ご意見を踏まえ、土地改良区は存在しない、別の欄を設け水利組合として記載すべきでした。大変申し訳ございません。

恩田副会長 我々から見ると登記された土地改良区と同等のものと感じを受けるわけです。4、5人の水利権を持った人が同意をされたという意味は、どういう意味があるのかという感じを受ける。この辺の書き方を変えてもらわないといけない。土地改良区がなかったら産業課がその役割を果たしているの、その意見書を付けるべきだったと思います。

議 長 誤解を招く表現でしたので、農業会議として今後きちんと表記するということにしたいと思います。岩美町さんの方は役場の方として何ら異存はないということによいわけですね。近隣の方の同意を得ているということで土地改良事業の話でないの、土地改良事業本体としては役場は異存がないという趣旨を一言申し添えてもらったら。

岩美町農業委員会 圃場整備事業が終わり30年経つものであり、役場として問題ないと考えております。

小林副会長 組合の方は何名で、エリアの地権者は何名ですか。

岩美町農業委員会 組合員数は把握していません。

小林副会長 事業は昭和62年までだが、いつその組織を解散するとか、その後はどの組織がやるのか。今回、地権者の合意を得て異論がなかったと、組織をあげずにするのが筋だと思います。

横山委員 図面を見ますが、どれくらいのところに住宅が建てられるのか分かりませんが、最近の水害の状況で、用水が大雨で住宅地に進入することが想定されますが、水田からどれくらいのレベルにしてあるのか。

岩美町農業委員会 盛土は40～60cmと言いましたのは町道レベルまで上げるということです。洪水ハザードマップがあり、この区域は浸水区域には入っています。これは外水によるもので蒲生川が氾濫した場合の浸水区域に示されています。外水による浸水区域にはなりません。あくまで蒲生川が決壊した場合として作っていますので、そこまで考慮して地上げしていくべきか、

分かりません。

議長　そこは各市町村の状況だと思いますのでご理解いただきたいと思
います。
他に、質問意見ありますか。

(意見なし)

(採決)　他に意見がないので、農地法第5条案件の岩美町分と倉吉市分を原案
のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ、全員一致で承認した。

【日吉津村の事案】

山脇委員　24頁の図面で、下水道がどこからでているか分からない。

事務局　24頁の上の方の青い線です。

山脇委員　宅内枿の記載と雑排水でなく下水道と記載すること。

議長(恩田)　他に、質問意見がありますか

(意見なし)

(採決)　他に意見がないので、農地法第5条案件の日吉津村分を原案のとおり
決定をしてよろしいか諮ったところ、全員一致で承認した。

9 情報提供

(1) 鳥取県農業委員会職員協議会研修会の開催について

事務局　(資料8により説明。質疑なし)

(2) 農地白書の作成状況について

事務局　(資料9により説明。質疑なし)

(3) 平成31年度農林水産省予算概算決定の概要について

事務局　(資料10により説明。質疑なし)

(4) その他

恩田副会長　鳥取県の新しい品種の星空舞は農協に出荷しないと、苗を売らないと
集落座談会で言えと言われていたが、これは独禁法に引っかからないか
と思うが、何か知っておられますか。

山脇委員　他の民間業者には種も苗も入ってこない。農協だけしか出荷できない。
但しお金も5,500円と非常に安いと聞いている。

議 長 これは県の育成品種であり、どういう仕組みか末端まで伝わっていませんので、今の発言は預からせていただいて、照会し早い機会に情報を流してまいりたいと思います。

10 その他

(1) 次回開催予定

事務局 次回は、2月22日（金）10時から、湯梨浜町の水明荘で開催します。

議 長 では以上で、会を終了します。